

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
<p>第1条 預金口座取引</p> <p>1. 当社と預金口座取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する個人(「外国為替及び外国貿易法」に定める「居住者」かつ税法上の居住地国が日本のみである者)で、<u>満15歳以上</u>の者、もしくは日本国内の事業者であり納税義務のある国が日本である法人事業者(個人事業者および日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く)のうち当社が認めた先に限らせていただきます。</p>	<p>第1条 (カード等の利用)</p> <p>1. 当社と預金口座取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する個人(「外国為替及び外国貿易法」に定める「居住者」かつ税法上の居住地国が日本のみである者)で、<u>満12歳以上</u>の者、もしくは日本国内の事業者であり納税義務のある国が日本である法人事業者(個人事業者および日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く)のうち当社が認めた先に限らせていただきます。</p>
なし	<p>(新設)</p> <p><u>第1条の2 未成年者のお客さまの特則</u></p> <p>1. <u>未成年のお客さまは、預金口座開設・預金口座取引の都度、親権者その他の法定代理人の同意を得るものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、未成年者のお客さまが行う預金口座開設・預金口座取引について、法令の定めがある場合、または当該お客さまの保護その他当社が必要と認める場合は、当該お客さまの親権者その他の法定代理人に対し、取引状況、預金残高その他当社が必要と認める事項について、開示または説明を行うことができるものとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、親権者その他の法定代理人の同意が確認できない場合は、親権者その他の法定代理人からの口座解約を含めた各種手続を受け付けすることができるものとします。</u></p>
<p>第1条第1項に関する附則</p> <p><u>第1条第1項の満15歳以上の個人、事業者</u>に限定する旨の規定は、2006年4月22日以降の新規の口座申し込み者に対して適用されます。</p>	<p>第1条第1項に関する附則</p> <p><u>第1条第1項の事業者</u>に限定する旨の規定は、2006年4月22日以降の新規の口座申し込み者に対して適用されます。</p>
なし	<p>(新設)</p> <p><u>第1条の2に関する附則</u></p> <p><u>第1条の2の未成年者のお客さまの特則は、2026年3月3日以降の新規の口座申し込み者に対して適用されます。</u></p>